

岩手県告示第 501 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越 188 番地	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水 67 番地	平成 20 年 4 月 1 日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越 188 番地	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水 67 番地	平成 20 年 4 月 1 日